

## 西欧七世紀後半における領域的諸侯領の形成

堀 内 一 徳

### (一)

九・一〇世紀のフランスの歴史は、ただカペー王朝がカロリング王朝と交替したことなく、領域的諸侯による中央集権化した王政の排除という性格を示している。これは、その誕生から時代錯誤であったカロリング帝国の政治の枠組を、時代により適合した他の政体に取替えることで、領域的諸侯領（諸侯の仲介によるほか王の介入のかなわぬ領域）の確立、すなわち地域の権力の総体の王からそれぞれの地域の家臣への移行という革命は、地域的な偶発現象でなく、フランス、ドイツ、イタリアにおいて起った一般的現象であり、その起源は、個性性の意識を根強く保持し、多年にわたってフランク帝国の支配からの離脱を企てようとする多数の民族の集塊 (conglomérat) から構成されたこの国

家の基本的性格に結びついている。<sup>2)</sup>これが、Jar. ドーントが一九四八年に著した「フランスにおける領域的諸侯領誕生の研究」の結語であり、領域的諸侯領の成立の起源について、この論旨は今日なお大筋では容認されている。

しかし、民族性の多数の集塊であるカロリング帝国の將來の皇帝（カール大帝）が七七八年にアキテーヌ（アキタニア）に王国の建設を決断するとすれば、それはアキテーヌの自主性を排除することであるのに疑いはない、とするドーントの見解<sup>3)</sup>に対し、てM・ルーシュは、これはかれの著「西ゴート人からアラブ人のアキテーヌ」（一九七九年）<sup>3)</sup>から導かれた結論と一致するが、ドーントがなぜ七七八年にアキテーヌの自主性がすでに存在したかを問いただしたのは、領域的諸侯の誕生を九世紀後半に求めるかれのテーゼとは矛盾することを最近の論文で指摘している。そし

て、その論文「七世紀後半の西欧の危機と地方分権主義の誕生」(一九八六年)において、ルーシユは、フランク・メロヴィング王国、西ゴート王国、ビザンツ帝国における七世紀後半の危機と共に地方分権主義(Régionalisme)が進展し、この地方分権主義に対応して西欧における領域的支配の権力が形成されたとし、かれはその形成期をドーントの説より約二〇〇年遡るといふ見解を発表している。<sup>4)</sup>

七世に旧ローマ帝国の東西において起った革命的変革について、すでにC・トマスが次のよう点を指摘している。

五六七年から七五二年の約二〇〇年間に生じた社会的変化すなわちローマ帝国の崩壊後から初期封建社会の形成は、行政革命(administrative revolution)の結果であり、その最も核心的部分は軍事・行政の地方レベルへの拡散であるといふ。この革命は、西欧では貴族間の私闘によって、ビザンツではアラブ人、スラブ人の侵入によって始まり、その社会的変革の結果は都市生活の衰退と世襲貴族層の抬頭であった。西欧すなわちフランク王国においては、ローマ帝国の行政の遺制はキウリタスにおいて大部分が存続したが、しだいに集権的官僚制は後退し、地方分権化の方向を辿り、六世紀には統一的な地方行政は消滅し、軍事・行政権

は伯やいくつかの伯を統轄する公に委ねられ、王国の統一もかれらによって保持されるようになる。このようなメロヴィング時代の地方分権化の決定的時期は、五九二年からクロタール二世によるフランク王国の再統合に至るまでの時期で、また西ゴート王国においても、このような経過がフランク王国より漸進的ではあるが進展した、と。<sup>5)</sup>

六世紀から七世紀のフランク王国の政治の趨勢は、王権に対立する地方分権であり、それは六一四年のクロタール二世の告示の第十二条が語っている。すなわち、ある地方出身の王の役人は、他の地方の役人として任命されるべきでない、と。これは、地方の権力と伝統とを尊重する旨約束したものにほかならない。

以下において、七世紀フランク王国において、地域的権力がどのような過程を経て形成されていったかを検討していきたい。

## (二)

アウストラシアとネウストとの対立、抗争ののち、クロタール二世およびダゴベルト一世によるフランク王国の再統合は、ネウストリア、ブルグントの勝利を画した。しか

し、三分国 (tria regna) はそれぞれ個有性を創出し、ダゲベルトの死後、政權は王から離れ、地域の貴族層を代表し、自個の支持者の権力強化のため相争つた宮宰の手に移つた。七世紀中頃から約一世の間メロヴィングの王權はしばしば宮宰に掌握されとされるが、これはネウストリアやアウストラシアの中心部においては妥当するとしても、フランク王国全体からみれば、むしろドゥックス (dux, dux) やパトリキウス (patricius) の権力が強化し、かれらは地方において世襲貴族として確立し、メロヴィングの王や宮宰の中央権力から独立化した過程として理解される。

メロヴィング時代のドゥックス (公) の研究を通して、すでに E・クレールベルは、領域的諸侯領形成の起源が七世紀のメロヴィング王国に求められることを示唆している。すなわち、六世紀から八世紀の南ドイツの部族公 (バイエルン、アレマン、シュヴァーベン) は部族法に基づく小王であり、かつメロヴィング王国の官僚に編み入れられた公職であるが、六世紀ドイツの部族公の二重的性格がしだいにガリアに移入され、たとえば、アキテーヌにおける世襲公領やローマ帝国末期のプロヴァンスの州長官 (praefectus) の部族的なドゥックスへの転化など、このようなドゥックスの変遷

がクロタール二世以後の王權の弱体化の当然の結果となつた。降つて九世紀末には、ザクセン、テューリンゲン、バイエルンの部族公領は、フランキア、セプティマニア、プロヴァンス、ブルグントにおけるように、上級官職貴族であるドゥックスないしは辺境伯 (marchio) が、伯やのちに司教、修道院長の任免権あるいは王領地を奪取し、官職諸公から部族諸公に移行するが、これに対してアキテーヌ、ロートリンゲン、シュヴァーベン、東フランケンにおいては、諸公がなんらかの高い権力を把握することにより、カロリングの部分王国に代つて部族公領が革命的に成立する。この二つの道程は七世紀の意味における部族公領の再建という一つの目標へ導くものであつた<sup>?)</sup>。

以上のようなクレールベル説に対して、R・シュプランデルは、ドゥックスの称号はトゥールのグレゴリウスの「フランク人の歴史」、フレデガリウスの「年代記」や聖者伝などにみられるが、「サリカ法典」、「ブルグント法典」やメロヴィング王の勅令集からは確認できないとして、ローマ帝国の官僚制の崩壊にともない帝国末期におけるドゥックスの官職としての軍事指揮官の性格は失われ、メロヴィング時代における官職としてのドゥックスの存在を否定している<sup>(8)</sup>。し

かしD・クラウデは、メロヴィング時代のドゥックスの性格を次のように理解している。ドゥックスは地域の要請によって王により配置された役人であり、いくつかの伯管区の軍事力を地域の防衛や平和の保障のため、また国家の戦争に際して、かれの一手に掌握し、西方ではドゥックスの支配領域はキウィタスの集合からなり、ラインの東部では部族領域と合致し、それゆえ西方のドゥックス支配の領域より安定性を保った。しかし、七世紀の三〇年代にはドゥックスの官僚的性格は弱まるとともに、多くのドゥックスはかれらの権力の自立化をはかり始め、七〇年代から八〇年代には王国のローマ的地方において、このような変化が完了し、官職加担者から領域的支配者となった。<sup>(9)</sup>

ところで、メロヴィング時代のドゥックスがパトリキウスやレクトール (rector) と共にその第一の任務が王国の軍事指揮者であることは、トゥールのグレゴリウスの「フランク人の歴史」やフレデガリウスの「年代記」によって明らかである。たとえば、グントラム王の軍隊を率いてランゴバルド族と戦い、のちにグントラムに対するグンドヴァルドの反乱に加わったパトリキウス・ムンモルス (Munmoirs)、クロタール一世の領地に軍隊をとまなつて侵犯したシャン

パーニユのウイントリオ (Wintorio, Quintorio) 五九三年にヴェンド人を破ったアラマンのクロドベルト (Crodoberto)、六三九年テューリンゲンのラドルフ (Radulf) に対するシギベルト王の軍隊を率いたドゥックスらの記述がそれを物語っている。こうした軍事活動の一方、すでにトゥールのグレゴリウスの時代に、ウイントリオおよびルプス (Lups) はシャンパーニユに領有支配権を有し、バイエルンのドゥックスと推定されるガリワルド (Garivald) は一定の領域の統治者であった。<sup>(10)</sup> ただし、統治領域は固定されず変動し、またかれらの地位も安定しなかったが、七世紀にはその支配領域は固定するようになり、その権力拡大に従って王や宮宰の権力から独立化した。こうしたドゥックスないしは、パトリキウスはたとえばトゥールーズのパトリキウス・フェリクス (Felix) で、その後を襲ったドゥックス・ルプス (Lups) は六七五ところ地方宗教会議召集に参与しているが、リモージュを支配領域に加えようと企て殺害されている。<sup>(11)</sup> また八世紀の始め以降ロワール川の南の広い地域を支配したウード (Eudes, Eudo) 公は、その息子クノアルド (Chunald) その後プリンケプス (princeps) ・ワイオファリオ (Waiofario) に引き継がれたが、ワイオファリ

オはカール大帝によって退けられた<sup>19</sup>。あるいは、オートタンの司教(パトリキウス)・レウデガリウス(Laudegaris, Léger)の朋友のプロヴァンスのパトリキウス・ヘクトール(Hector)<sup>20</sup>は七〇〇年頃マルセーユを支配したメトラヌス(Metranus)ないしはドーフィンに広い所領を有したアボ(Abbo)に継承され、結局アボの敵対者でドゥクスと推測されるマウロントゥス(Maurontus)がカール・マルテルに破れ、プロヴァンスとロワール川流域全域がマルテルに吸収された<sup>21</sup>。他方、ゲルマンの部族地域では、ザクセンがダゴベルト一世の治世の終りまでにアウストラシアへの貢納を停止し、フリースラントのドゥクス・ラドボード(Radbod)に率いられたフリースラント人はラインラントに進出を始め、アウストラシアの脅威となったが、アギロルフィング(Agiling)家支配のバイエルンやアレマンにおいても、王権や宮宰の支配から自立が可能となった。

以上のように、六・七世紀のドゥクスの研究を中心に検討したが、さらにH・ヴォルフラムやK・ヴェルナーの称号概念の研究に基づく七世紀から八世紀前半のフランク王国における自立的領域支配の形成過程についての見解をとりあげてみよう。

ヴォルフラムによると、メロヴィングの上層貴族が国政の事実上の支配者となるのを抑制できなくなった七世紀のフランク王国の政治情況の中で、王に非ざる統治者が創出されるようになる。上述のように、七世紀後半ルプスによってアキテーヌに自立的公領レグナム・アキタノルム(regnum Aquitanorum)が成立するが、これはフランク王の統治に服属しないが、王国から分離したものでなく、ドゥクスがプリンケプス・レギ(Princeps regis)として、無能な王に代ることが許されるという原理に基づいて正当化されるのである。このようなプロセスは、アキテーヌに限らず、七〇〇年までにフリースラント、アルザス、テューリゲン、バイエルンにおいても発展し、王国の遠心的政治勢力を構成した。カロリング帝国はその努力にもかかわらず、メロヴィング後期に起源をもった王国の分解を押し止めることができず、カール三世(肥満王)が廃位された八七七年以降は、七世紀のプロセスが新たな活力を得るに至った<sup>22</sup>という。

また八世紀フランク王国における周縁の領域的諸侯領の形成についてのヴェルナーの考察によると、王にのみ用いられていたプリンケプスの称号が八世紀には貴族にも適用

されるが、このようなプリンケプスの権力は七世紀のフランク王国にその起源を有し、その権力の形成過程は、次のように説明されている。まず六一三年のクロタール二世がアウストラシアの貴族とブルグントの宮宰ワルナカリウス(Warnacharius)の謀略によるブルンヒルデ(アウストラシア)に對する勝利の結果、その代償としてアウストラシアに事実上の自立とワルナカリウスのブルグントの專政的支配が与えられた。このようにそれまで王に從屬していた宮宰が王の名のもとに直接國政を左右するようになり、宮宰によって代表される貴族層が王国の存続を保証するに至る。そして宮宰の権力獲得と中央権力に對する不服従の態勢は、領域的権力発達の予告であり、そのモデルとなった。七世紀には、ラインの東部に限らず、アキテーヌやフランク・ガリアにおいても自主的地域権力が発生し、とりわけダゴベルト一世の時代はメロヴィング朝における周縁の自立的諸侯領形成の決定的な時代であったとし、そのような事情を次のような事実によって示している。それは、ダゴベルトによるカリベルト二世を王とするトゥールーズの小王国の建設、すでにふれた東部防衛の代償としてザクセンのアウストラシアへの貢納の停止などが示しており、ある

いは、テューリンゲンにフランク家系のラドルフ(Radulf)が最初のドゥクスとして配置されて公領が創設され、ダゴベルト王の死後も自主的公領として存立し、アレマンではラエティアとブルグントとの境界が画定され、軍管区(フンタリ)が設けられるなど、アウストラシアの防衛に對してドゥクスの自主的権力が付与された。こうしたフランク王国の周縁地方の諸公領は、七〇〇年にその盛期を迎え、一つの集塊(コンゲロメラ)であるフランク王国の一部を構成したのであり、これらの諸公領の統治者はいかほどの秩序のもとで自領民の解放のためにフランクの王権と抗争したのではなく、フランク王国の中で一次的役割を担った。プリンケプスという觀念は國家秩序を脅かす権力でなく、政治体制や地域の平和の保全に貢献したのだという。それを裏書するように、七世紀には人口の増加、新たな占領地の増加、司教の富裕についての確証がある。七〇九年に始まる諸公領の制圧は、カール・マルテル、ピピン三世によって成功を収め、諸公領はカロリング王権のもとに統合されるが、最後の部族公領バイエルンの征服までに七十余年を要している。<sup>23)</sup>

以上がヴェルナーの要旨である。

(三)

すではじめに述べたが、ルーシユはビザンツ帝国、西歐(フランク、西ゴート王国)で七世紀後半の五〇年間に起こった政治的動揺の中から、それぞれにおいて地方分権主義が進み、それに対応して西歐中世における領域的諸侯が、カロリング帝国の崩壊をまたずして発生したという。ルーシユの一九八六年の論文を要約してみると次のようになる。

イスラムの攻撃やスラブ人のバルカンへの侵入の衝撃を受けたビザンツ帝国は、その西方の領土において、七世紀中頃からのランゴバルドのカンパニアの沿岸およびカラブリアなどへの襲撃や六五三・六八年のイスラムのシチリア島への攻撃によって不安な情勢に陥った。しかもアフリカの総督はサルディニア、セウタの飛び地を、ラヴェンナ総督はコルシカ島とバレアル諸島に権限を残したが、シチリアは軍管区(テマ)となり、西方のビザンツ領の境域は行政・軍事の統一を欠き、三つの地方主権の間に分岐した。このような情況を反映するように、六四一年から翌年にローマで市民と軍隊を巻き込んだビザンツの役人マウリキウス

(Mauricius)の反乱、六四一年から四二年のベルベル人の支持するカルタゴ総督グレゴリウス(Gregorius)の反乱、六五〇年から五二年のシチリアを拠点とするビザンツ・イタリヤの軍隊に支持されたラヴェンナ総督オリュンピオス(Olympios)の反乱が起った。これらの反乱ののち、コンスタンヌス二世は西方に強い関心を向け、地中海からのイスラムの攻撃に対する防備の強化、シラクサを首都とする構想、カラブリアの総督の設立などの西方政策を積極的にすすめたが、過酷な徴税政策が軍隊の陰謀を招きアルメニア人のパトリキウス・ミツェツィウス(Mizezius)に殺害された。コンスタンヌス二世のあとを継いだコンスタンティノス四世はコンスタンティノープに追ったイスラム海軍を退け、ブルガリア人に対して遠征する一方、西方の領土は放棄され、その地方分権は進展する。イタリアでは、コンスタンティノスは六八〇年ランゴバルドと和平を結び、シチリアの艦隊を解散し、六九七年から九八年ヴェネツィアで自主的に公が選ばれ、七〇一年から翌年および七一一年から一二年にはラヴェンナとローマとの対立が激化した。八世紀前半のビザンツ・イタリヤ領は、シチリア、ローマ公国、ラヴェンナ、ヴェネツィアの四地域に分断され、アフリカ

は七世紀末にイスラムの手に落ちた。したがって、イタリ  
アでは、四つのビザンツ領のほかランゴバルド王国、ヴェ  
ネヴェント、スポレトの両公国の七つの主権が分立した。

また西ゴート支配のスペインにおいても、同様な地方分  
権化の過程が示されている。六六五年バスク人に支援を求  
めて王位を伺ったフロイア (Froia) のレゲンスヴィンド王  
に対する反乱、セプティミアニアのパウル (Paul) 公のワムバ  
(Wamba) 王に対する反乱、あるいはウィツィザ王の死後  
その息子アキラとベティカの統治者ロデリクとの王位継承  
の争いで、ロデリクのバスク人との戦いの間にアラブ人の  
スペイン侵入を許す結果となった。そして、イスラムのス  
ペイン征服後の七二二年には、ペラーシュ (Pelage) がコヴ  
ァドンガ (Covadonga) で勝利ののち、ガリーシア、アスト  
リアの地方主義に支えられてキリスト教国を再建し、一方  
ナルボンヌの西ゴート・スペイン人はピピン三世の征服前  
の七五二年と五九年の間にそこに自主的支配権を確立し  
た。要するに、イベリア半島は七世紀後半の危機—それは  
バスク人の動向が常に絡んでいるが—を通して、少くとも  
ベティカ、ガリーシア、タラスコンを含むセプティミアニア  
の三つの地方分権の領域が確認できる。

ところで、バスク人に対する境界地域であるアキテーヌ  
地方は、フランクの三分国間で領土分割の争いの的となっ  
たが、ダゴベルトによるカリベベルトの小王国創設のの  
ち、パトリキウス・フェリクス、ルプスの統治のもとに、  
さらにウードによってこの地方の分権化は強固になった。

ルーシュによると、アキテーヌのケースは七世紀後半のフ  
ランク王国において特殊なケースでなく、ブルグントで  
は、ネウストリア・ブルグントの宮宰エプロイン (Ebroin)  
の集権的政策に反対しプロヴァンスのヘクトールと結んだ  
オータンのレウデガリウスの反乱をあげ、六七二年ティル  
デリク二世が裁判は従前のようにそれぞれの地方の法と慣  
習 (*lex et consuetudo*) を存続し、伯の任用についてもク  
ロタールの告示を尊重していること指摘している。そし  
て、ネウストリア王クロタール三世の死後、テウデリヒ三  
世を擁すエプロインに対してネウストリア・ブルグントの  
貴族が対立し、かれらの支持するヒルデリヒ二世が六七五  
年殺害された事件が招いた新たな政権闘争は地方権力の抗  
争を促し、六八七年ピピン二世のテルトリイでの勝利まで  
の期間に、ガリアの大部分は独立的主権の領域と化し、七  
〇〇年の頃ブルグントでは、シャンパーニュからサンスま



で広がる北のブルグント・フランクの地域、オーセールを中心とする司教領、リヨン付近の某ドゥクスの領域の三つの地域に分かれ、プロヴァンスでは六九六・七年頃にパトリキウス・アンテノール(Antenor)のもとで独立的主権が成立するなど、最少に見積っても、八世紀始めのガリアは十一の領域的諸侯領に分裂した。これは八八八年の情況と酷似し、このような地方分権化の現象の一般化は、西欧に新たな機運を創造するものであった。

以上のような地方分権主義の要因について、ルーシユは、ラテン・ゲルマン国家の人民がローマ帝国の中央集権主義の化身である普遍主義を拒否したことにあり、たとえばそれは、ローマから引き継いだ税制に対する拒否反応として、西ゴートやアキテーヌにおける課税からの逃避、六五〇年のブルジュ市民の抵抗、六六八年のシチリアの反乱などローマの租税に反対する一般的不満は拡大し、しかも役人がこれら反乱の首領になっているのは、かれらが行政の欠陥を熟知していたからであり、こうしたことが、総督グレゴリウス、オリンピオス、あるいはパトリキウス・ミツェツイウス、プロヴァンスのアンテノール、セプティマニアのパウルス公、アキテーヌのルプス公などの中央権

力に対する抵抗の理由でもある。

さらにルーシユは、このような地方分権主義をガリア、イタリア、スペインにおける通貨の価値の低下と流通圏の局地化という流通経済の局面から、次のように説明している。ローマ帝国の金・銀・銅貨の鑄造体系が六世紀のラテン・ゲルマン諸国家でしだいに模倣され、西ゴート王国とアウストラシアでは金貨が流通し、ロワール南部、イタリア、アフリカではランゴバルドのイタリア侵入後、銀貨と青銀貨は放棄された。従って七世紀には低額貨幣の欠乏が地中海沿岸地方および西欧で一般化し、高額貨幣を交換手段とする遠距地商業は存続したとしても局地的商業の発展は困難であった。六六八年以降高い価値のビザンツのソリドゥス(solidus)金貨は西欧から消え、ただシラクサやローマ、ラヴェンナで鑄造されたソリドゥス貨がイタリアにのみ流通したが、絶えず純分は低落した。このような通貨事情はスペインやガリアでも確認できる。スペインではレゲンスヴィンド王とワウバ王の治下に、南の地ベティカ地方、北西のガリーシア、北東のタラスコン・セプティマニアの三つの貨幣流通圏に分離し、六〇〇年以前にフリーストラントやイングランドに達した西ゴートの金貨は六八〇年頃

には辛じてボルドーに及んだに過ぎず、イスラム征服の直前には薄い合金の金貨と化した。またメロヴィング・ガリアでは、トリエンヌ (Triens) 金貨は六八〇年頃ロワール以南には流通せず、マルセーユで鑄造されたトリエンヌ貨も八世紀には流通から消え、遠距地間の交易の縮少が金貨の純分低落に対応した。宮宰エプロインの時代すなわち六七五年頃新たにデナリウス (Denarius) 銀貨が発行されるが、このデナリウスはネウストリアに流通すると共にアウストラシアではエスコ川流域に達し、アウストラシアの十一のトリエンヌ貨の鑄造所はデナリウスの流通後三カ所に減少している。デナリウス貨は遠距地商業の縮少とそれにとりなう奢侈品の量の減少をもたらしたと思われるが、同時にこれは、金貨による徵稅額の減少と現物による課稅への移行と対応している。しかし、ローカルな市場に流通する銀貨によって容易に徵集され、これはまたデナリウスの農村社会への深い浸透と自然經濟の後退と対応する。そしてこれが、七四四年のピピン三世の勅令が放置された市場の再開と新市場の開設を命じている理由である。要するに、政治・社会・經濟の地方化は放棄された国家を犠牲にして生まれた新しい細胞活動によるところの進歩の要因である。

あるいは、バスク人に対する西ゴートの要塞や中部イタリアやアフリカに設けられた要塞も広域の交通の障害になる反面、局地的な流通を強化する役割を果たしている。

このようなラテン・ゲルマン諸王国の自立的地方化への分裂を示す指標は、遠距地間のコミュニケーションの後退によって示されている。たとえば、六世紀にコンスタンティノープルないしアレクサンドリアから発したペストは北ガリアや北海の島嶼に達しているが、六五〇年以後その伝染経路は絶えず短縮し、八世紀にはペストの流行は次第に地中海沿岸地に限定され、また遠距地間の船舶の運行も制約され、七〇〇年頃にはイベリア半島の周航が消滅している。

#### (四)

カール大帝による統一国家の建設という諷解は、クレール以降綻び、ドントはピピン三世、カール治下のカロリング国家を多数民族の集塊とみなし、ヴェルナーは、レグナム (Regnum) すなわち、そこで徵集された軍隊を結集して戦い、フランク人と先住民が融合し、新たな連帯から地方貴族層が生まれ、外臣に対して抵抗する地域的な組

織、このような組織の整合としてこの国家を理解した。ヴェルナーによれば、カール禿頭王時代の西フランクにおけるフランクシア、ネウストリア、アキタニア、プロヴァンス、ゴテイカ(ラングドック)、ヒスパニア、ブルゲンディアなどの小王国がそれであり、そして、カロリングの地方統治組織における伯を統べると辺境領の軍事指揮者の称号マルキオ(マルクス)を帯びた者そしてのちに公(ドゥックス)が、国王の代理として統治することによって領域的諸侯領が形成されるという<sup>(5)</sup>。しかし、ヴェルナーのいうレグナムと部族領域とが大部分において合致するという点では、かれの説は改新的意味を欠くといえよう。またK・ブルンナーは、領域的諸侯の出発点は王による権力の委任であり、その領域の形成に関しては、ヴェルナーのレグナ(regna)<sup>(6)</sup>構造説を受け継いで、伝承された部族的・地域的秩序によって規定されず、領域的諸侯領の中に新しい社会的、民族的な統一が成立するという<sup>(7)</sup>。

ところで、ヴェルナーやブルンナーなどの新しい研究方向の視野の中には、領域的諸侯領の成立は、カロリング帝国における地域の統治組織をモデルにし、その形成期は九世紀後半以降に求められていると思う。こうした考えに對

して、ルーシユは、領域的諸侯領の形成期を七世紀後半に繰り上げてゐるのは斬新な着想ではあるが、すでに述べたように、かれの主要な論拠はアキテーヌ地方の地域的研究の成果に基づいたものであり、したがってルーシユの論説はさらにフランク王国の他の地域についての研究成果によって裏付ける必要がある。と同時に、七世紀後半のメロヴィング王国が地域的主権の集塊であったとすれば、民族移動以後の部族的領域の形成の問題をも含めて、そうした観点からもメロヴィング時代を再考してみる必要がある。

〔注〕

- (1) Dhondt, Jan, *Études sur la naissance des principautés territoriales en France (IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècles)*, 1948, p. 231-32.
- (2) Dhondt, Jan, *op. cit.*, 233.
- (3) Rouché, M., *L'Aquitaine des Wisigoths au Arabes*, 418-781, 1979.
- (4) Rouché, M., *La crise de l'Europe au cours de la deuxième moitié du VII<sup>e</sup> siècle et la naissance des régionalismes (Annales, Économie, Société, 1986, n°2, p. 347-60)*.
- (5) Thomas, C. B., *The seven century revolution—East and west (Classica et Mediaevalia, 28, 1-2, 1967, p. 330-41)*.
- (6) *Capitularia regum Francorum*, I, 9-12. (M. G. H. Legum

sectio II. 1, S. 22) Et nullus iudex de aliis provinciis aut regionibus in alia loca ordinetur; ut, si aliquid *malis de quibuslibet conditionibus perpetraverit, de suis propriis rebus ezinde quod male abstulerit iuxta legis ordine debeat restaurare.*

(7) Klebel, E. von, Herzogtümer und Marken bis 900 (Kämpf, H., hg. Die Entstehung des Deutschen Reiches, 1963, S. 42-93) (=Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters, II, 1938, S. 1-53)

(8) Sprandel, R., Dux und comes in der Merovingezeit (Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germ. Abt. 74, 1957, S. 41-84). *ルベシ* S. 47-58.

(9) Claude, D., Untersuchungen zum frühfränkischen Comitatus (Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germ. Abt. 81, 1964, S. 1-79) *ルベシ* S. 45-59.

(10) A. R. ルイスに「*ルベシ*」五五〇年から九二三年の間に名の明かなドゥックス、パトリキウス、レクトール合わせて五〇人を越え、このうちドゥックスは四五人、パトリキウス七人、レクトール三人、なお伯は二七人。五九二年から六四三年の間では、ドゥックス三七人、パトリキウス一七人、伯は一〇ならし一人。六四三から七五一年の間では、ドゥックスとパトリキウス合わせ四四人、伯は一七人と数えられる。Lewis, A. R. Lewis, *The dukes in the regnum Francorum*, A. D. 550-751 (Speculum, LI, 1976, p. 381-410).

(11) 兼善正夫・台善夫訳註「*フョールのヴェレロリウス・歴史*」

一九七五年、I、四巻四四「三三三—三三三」*ルベシ*、II、七巻三六・三八・三九「一三ヤ—一九一」*ルベシ*。

(12) Woffram, H., hg. Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts; Die vier Bücher der Chroniken des sogenannten Fredegar; Die Fortsetzung der Chroniken des sogenannten Fredegar, 1982, S. 172.

(13) Woffram, H., op. cit., S. 234-39.

(14) 兼善正夫・台善夫訳註「*フョールのヴェレロリウス・歴史*」II、七巻四「九一—一〇一」*ルベシ*、九巻一四「三三—三三」*ルベシ*。

(15) Lewis, A. R., op. cit., p. 391.

(16) Rouche, M., L'Aquitaine des Wisigoths au Arabes, p. 99-100, 108. Lewis, A. R. op. cit., p. 400.

(17) Rouche, M., op. cit., p. 100-108, Lewis, A. R. *Ibid.*, p. 400-401.

(18) Woffram, H., op. cit., S. 282-87. Rouche, M. L'Aquitaine, p. 103-108, p. 111-17, p. 128-32, Lewis, A. R., op. cit., p. 401.

(19) Woffram, H., op. cit., S. 292-93, S. 300-301.

(20) Passio Leudegarii episcopi Augustodunensis, I, 9, 11. (M. G. H. *Scrip. rer. Mer. V*, S. 291, S. 293-94).

(21) Lewis, A. R., *ibid.*

(22) Woffram, H., The shaping of the early medieval principality as a type of non-royal rulership (Viator, 2, 1971, p. 31-51).

(23) Werner, K., Les principautés périphérique dans le mon-

de Franc du VIII<sup>e</sup> siècle (I problemi dell'Occidente nel secolo VIII. XX a settimana del Centro italiano di studi sull'alto medioevo, 1973, p. 483-514).

(24) Rouché, M., La crise de l'Europe au cours de la deuxième moitié.

(25) Werner, K., Les rouage de l'administration (Périn, P., Fefter, L. Ch., eds. La Neustrie, Les pays au nord de la Loire de Dagobert à Charles le Chauve, VII<sup>e</sup>-IX<sup>e</sup> siècle, 1985, p. 41-46)

(26) 中世のヨーロッパの政治の歴史をめぐっての論文を収めた『中世ヨーロッパの政治』(1981年)は、個人的文獻を基にしたものである。

Goetz, H. W., "Dux und Ducatus", 1981, S. 474.

(27) Brunner, K., Die Fränkischen Fürstentitel im neunten und zehnten Jahrhundert (Wolfram, H., hg. Intitulatio, II, 1973, S. 179-340).